

第18回新潟市都市計画審議会  
常務委員会議案

と き 平成25年3月21日(木)  
午後1時30分から

ところ 新潟市役所 本館3階 対策室1

新 潟 市 都 市 計 画 審 議 会

(事務局 新潟市都市政策部都市計画課)

## 第18回新潟市都市計画審議会常務委員会付議案件

議案番号	付 議 案 件
議案第1号	産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（北区太郎代地内）

## 産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

### 1 内 容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申請者
産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設	新潟市北区太郎代 字御城山787番1 外10筆	12,626.08 m <sup>2</sup>	新潟市北区島見町 3399番地37 株式会社大橋商会 代表取締役 大橋 崇

(別紙図面表示のとおり)

### 2 理 由

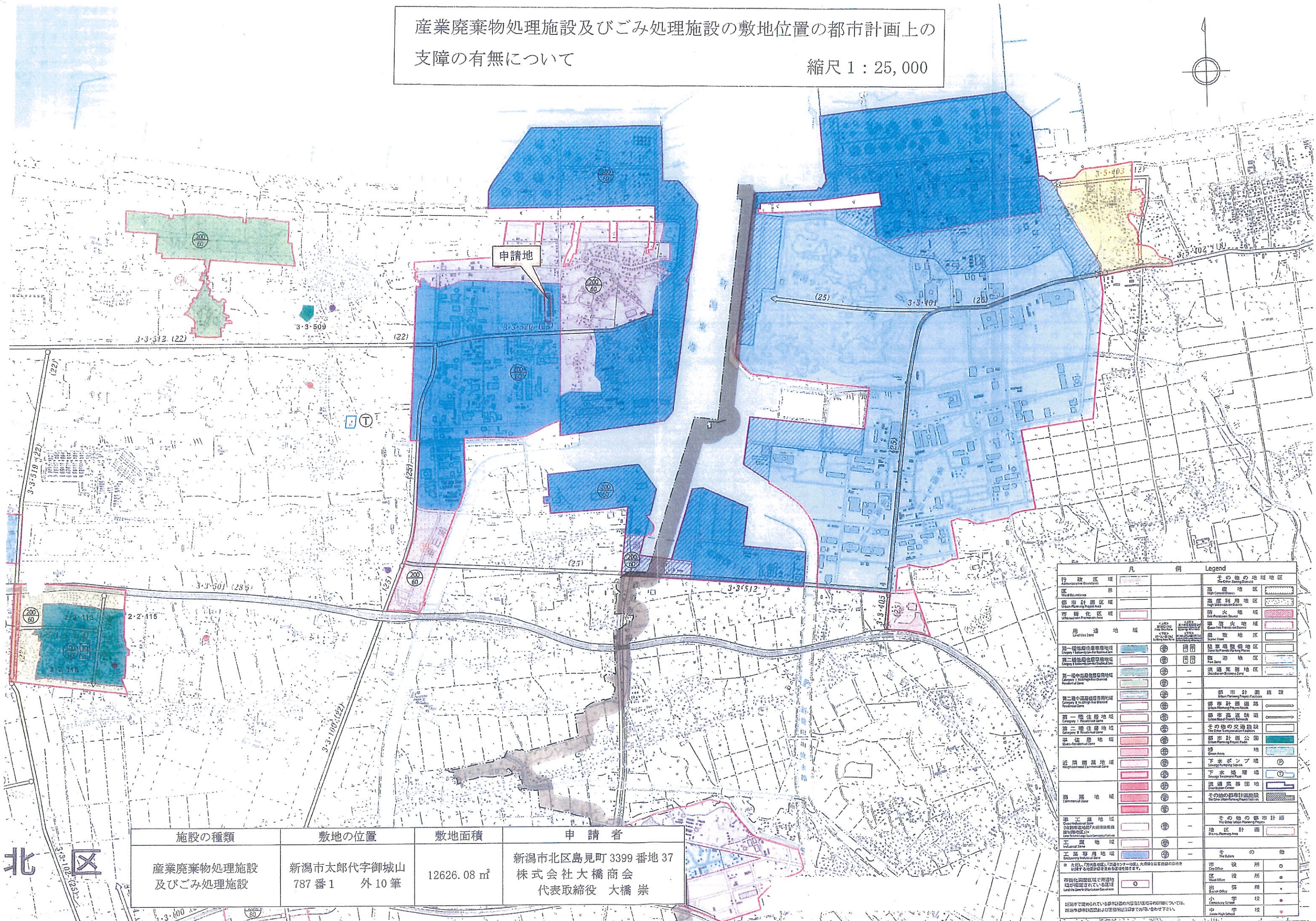
本施設は、産業廃棄物及び一般廃棄物の圧縮・破碎処理を行なう「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設」であり、都市活動によって生じる廃棄物の減量化、再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準法第51条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について

縮尺 1 : 25,000



施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申請者
産業廃棄物処理施設 及びごみ処理施設	新潟市太郎代字御城山 787番1 外10筆	12626.08 m <sup>2</sup>	新潟市北区島見町 3399番地 37 株式会社大橋商会 代表取締役 大橋 崇

凡 例 Legend	
行政区界	その他の地域地区
市界	高層地区
都市計画区域	高層利用地区
市街化区域	防火地区
用途地域	準防火地区
第一種低層住居専用地域	遊歩地区
第二種低層住居専用地域	公園地区
第三種低層住居専用地域	交通誘導地区
第一種中層住居専用地域	都市計画線
第二種中層住居専用地域	都市計画道路
第一種住居地域	都市高速鉄道
第二種住居地域	その他の交通施設
準住居地域	都市計画公園
近隣商業地域	公園
商業地域	下水ポンプ場
準工業地域	水場
工業地域	水場
第一種工業地域	交通誘導地
第二種工業地域	その他の都市計画施設
第三種工業地域	その他の都市計画
工業専用地域	地区計画
その他	その他
市役所	市役所
出役所	出役所
小中学校	小中学校
高等学校	高等学校

北 区